

## 岩倉市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市が交付する耐震等関連事業に係る補助金において、申請者の一時的な金銭的負担を軽減するため、事業者が当該申請者との契約により当該補助金の全額を代理で受領する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震等関連事業 次に掲げる補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に規定する補助金に係る補助事業をいう。

ア 岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）

イ 岩倉市民間木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）

ウ 岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）

エ 岩倉市民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）

オ 岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）

カ 岩倉市空き家除却補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）

(2) 申請者 補助金交付要綱に規定する申請者をいう。

(3) 事業者 申請者と耐震等関連事業に係る工事等及び代理受領に関する契約を締結した者をいう。

(4) 代理受領制度 事業者が申請者との契約に基づく委任を受けて、当該申請者の補助金を代理で受領する制度をいう。

(5) 交付申請書 補助金交付要綱に規定する交付申請書をいう。

(6) 完了実績報告書 補助金交付要綱に規定する完了実績報告書をいう。

(7) 補助金確定通知書 補助金交付要綱に規定する確定通知書又は確認通知書をいう。

### (対象補助金)

第3条 代理受領制度の対象となる補助金（以下「対象補助金」という。）は、耐震等関連事業に係る補助金とする。

（代理受領制度を利用できる事業者）

第4条 代理受領制度を利用できる事業者は、岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者とする。

（事前届出）

第5条 対象補助金の受領において代理受領制度を利用しようとする申請者は、代理受領事前届出書（様式第1。以下「事前届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による事前届出書の提出は、対象補助金の交付申請書の提出に併せて行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、対象補助金の交付申請書を提出するときから対象補助金の完了実績報告書を提出するときまでの間に行うことができる。

（事前届出の確認）

第6条 市長は、前条第1項の事前届出書を受領したときは、その内容を確認し、代理受領事前届出確認通知書（様式第2。以下「確認通知書」という。）を申請者に送付するものとする。

（事前届出の取下げ）

第7条 前条の規定による確認通知書の送付を受けた申請者が代理受領制度の利用を取り下げようとするときは、第10条の規定による委任状の提出前までに、代理受領事前届出取下届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定による確認通知書の送付を受けた申請者が耐震等関連事業の交付申請を取り下げた場合は、前項の規定にかかわらず、代理受領事前届出取下届の提出を要しない。

（事前届出内容の変更）

第8条 申請者は、第6条の規定による確認通知書の送付を受けた後に当該事前届出の内容に変更が生じたときは、代理受領事前届出変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の代理受領事前届出変更届を受領したときは、その内容を確認し、代理受領事前届出変更確認通知書（様式第5。以下「変更確

認通知書」という。)を申請者に送付するものとする。

(完了実績報告書に添付する領収書)

第9条 代理受領制度を利用する場合の対象補助金の完了実績報告書に添付する領収書は、耐震等関連事業の契約金額から対象補助金の交付決定額が差し引かれた金額が掲載されたものでなければならない。

(補助金の代理受領)

第10条 第6条の規定による確認通知書の送付又は第8条の規定による変更確認通知書の送付を受けた申請者は、対象補助金の補助金確定通知書により通知を受けた後、代理受領に係る委任状(様式第6)に代理受領に関する契約書の写しを添付して市長に提出することにより、補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状が提出された場合は、事業者に対して補助金を交付するものとする。

(利用の取消し)

第11条 市長は、申請者又は事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- (1) 対象補助金の交付決定を取り消された場合
- (2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (3) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (4) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。